

令和3年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第57号	令和3年度三豊市一般会計補正予算(第2号)	1
議案第58号	三豊市税条例の一部改正について	2
議案第59号	三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部改正について	5
議案第60号	三豊市環境衛生会館条例の廃止について	7
議案第61号	三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の高瀬町勤労者等住宅建設資金融資条例及び詫間町住宅建設資金等融資条例の経過措置を定める条例の廃止について	9
議案第62号	三豊市都市計画マスタープランの変更について	11
議案第63号	工事請負契約の締結について(三豊市総合体育館改修工事)	12
議案第64号	工事請負契約の締結について(三豊市宝山湖公園改修工事)	13
議案第65号	財産の取得について(三豊市情報システム機器)	14
議案第66号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	15

議案第 57 号

令和 3 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 8 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号中「、公益財団法人、同条第5号に規定する社会福祉法人及び同条第6号に規定する更生保護法人のうち市内に主たる事務所を有するものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（規則で定めるものを除く。）」を「及び公益財団法人のうち市の区域内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）」に改め、同項第2号中「前号」を「前各号」に改め、「特定非営利活動に関する寄附金」の次に「（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加え、「、市民の福祉の増進」を「市民の福祉の増進」に改め、同号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち市の区域内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（第4号又は法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(3) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち市の区域内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第36条の3の3第1項中「（控除対象扶養親族を除く。）」を「（年齢16歳未満の者に限る。）」に改める。

第40条第2項及び第83条第3項中「、別に納期を定めることができる」を「、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対

象扶養親族に限る。以下この項において同じ。) 」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 三豊市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和4年1月1日

(2) 三豊市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三豊市税条例（以下「旧条例」という。）第40条第2項の規定により別に納期を定めた場合における個人の市民税の納期については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の三豊市税条例第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した旧条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(種別割に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第83条第3項の規定により別に納期を定めた場合における種別割の納期については、なお従前の例による。

議案第 59 号

三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部改正について

三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部を改正する条例

三豊市山本町河川敷運動公園条例（平成18年三豊市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「三豊市体育協会」を「三豊市スポーツ協会」に改める。

別記様式中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

三豊市環境衛生会館条例の廃止について

三豊市環境衛生会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市環境衛生会館条例を廃止する条例

三豊市環境衛生会館条例（平成18年三豊市条例第142号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議案第61号

三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の高瀬町勤労者等住宅建設資金融資条例及び詫間町住宅建設資金等融資条例の経過措置を定める条例の廃止について

三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の高瀬町勤労者等住宅建設資金融資条例及び詫間町住宅建設資金等融資条例の経過措置を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の高瀬町勤労者等住宅建設資金融資条例及び詫間町住宅建設資金等融資条例の経過措置を定める条例を廃止する条例

三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の高瀬町勤労者等住宅建設資金融資条例及び詫間町住宅建設資金等融資条例の経過措置を定める条例（平成18年三豊市条例第252号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

三豊市都市計画マスタープランの変更について

三豊市都市計画マスタープランを別冊のとおり変更することについて、三豊市議会基本条例第 9 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第63号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和3年度 三豊市総合体育館改修工事 |
| 2 工事の場所 | 三豊市高瀬町上高瀬地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 653,400,000円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市高瀬町比地1389番地1
田中・富士・壺谷特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社田中建設 代表取締役 大西 和也 |

令和3年6月11日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第64号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和3年度 三豊市宝山湖公園改修工事 |
| 2 工事の場所 | 三豊市山本町神田地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 382,360,000円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市山本町神田1758番地
安藤工業・西山・豊誠特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社安藤工業 代表取締役 近井 秋夫 |

令和3年6月11日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第65号

財産の取得について（三豊市情報システム機器）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 情報システム機器
- 3 内 訳

動 産	数 量
業務用モバイルノートパソコン	160台
ノートパソコン用液晶モニター	160台
仮想サーバー	一式
その他機器及び関連ソフトウェア	一式

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 141,900,000円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁93番地34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 溝渕 成也

令和3年6月11日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第66号

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 動産 |
| 2 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 |
| 3 | 数 量 | 1台 |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取得価額 | 22,913,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 香川県高松市屋島西町1931番地5
株式会社福島商会
代表取締役 福島 桂子 |

令和3年6月11日提出

三豊市長 山下 昭史